

第90回基本方針策定タスク 議事録

1. 日 時：2026年6月16日（火）13時30分～15時40分
2. 場 所：一般社団法人 日本電気協会 4階 A, B会議室（Web会議併用）
3. 出席者：（順不同，敬称略）
出席委員：齊藤主査(原子力規格委員会幹事/東京大学)，
阿部(原子力規格委員会委員長/東京大学)，
吉田(原子力規格委員会副委員長/日本原子力発電)，
岡本(関西電力)，大鋸谷(安全設計分科会幹事/関西電力)，
山田(構造分科会幹事/中部電力)，鶴田(原子燃料分科会幹事/東京電力 HD)，
河本(品質保証分科会幹事/北海道電力)，
笹木(放射線管理分科会幹事/日本原子力発電)，
竹本(運転・保守分科会幹事/日本原子力発電) (計10名)
代理出席者：なし (計0名)
欠席委員：野元(耐震設計分科会幹事/日本原燃)，橘(日本電気協会) (計2名)
オブザーバ：なし (計0名)
説明者：なし (計0名)
事務局：高柳，中山，川口，浅見，景浦，美濃，上野，梅津，山崎(日本電気協会) (計9名)
4. 配付資料
資料No.90-1 原子力規格委員会 基本方針策定タスク 委員名簿 2026年6月16日現在
資料No.90-2 第89回基本方針策定タスク議事録（案）
資料No.90-3-1-1 技術評価における指摘事項への対応について（案）
資料No.90-3-1-2 規格の記載内容の確認におけるAIの活用について（案）
資料No.90-3-1-2-参考1 AIを利用した規格の校正状況（トライアル）
資料No.90-3-1-2-参考2 JEAC4629 AI校正結果一覧表
資料No.90-3-1-2-参考3 JEAC4629「原子力発電所耐津波設計技術規程」
AI校正によるコメント(比較表)
資料No.90-3-1-2-参考4 JEAG4642 AI校正結果一覧表
資料No.90-3-2 規約類（規約，規約細則，活動の基本方針）の改定ポイントについて（案）
資料No.90-4-1-1 第10回 日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウム プログラム案
資料No.90-4-1-2 第10回 日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウム 準備工程案
資料No.90-4-2 2025年度（第22回）原子力規格委員会 功労賞 表彰式実施要領
資料No.90-4-3 JEAC4601 技術評価実施状況について
資料No.90-4-4 2026年度第1四半期各分科会活動報告

5. 議 事

事務局より，本会にて，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触するおそれのある活動を行わないことを確認した。また，今回のタスク会議は，Web会議併用で進めることを説明し，議事が進められた。

次回（第91回）基本方針策定タスクの事前説明を2026年8月18日(火)午後，本会議については2026年9月14日(月)午後を予定しており，各委員のスケジュール確保をお願いするとの話があった。

(1) 配付資料確認、定足数確認

事務局より、資料について事前送付しているとの説明があった。出席委員は確認時点で 10 名であり、タスクグループ規約第 9 条（決議）の決議に必要な条件(委員総数の 3 分の 2(8 名)以上の出席)は満たしていることを確認した。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.90-2 の前回（第 89 回）議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて、会議を通して意見がなければ承認することになった。最終的には会議終了時に特にコメントはなく正式議事録とすることで承認された。

(3) 審議事項

1) 技術評価における課題と対応について（議論）

事務局より、資料 No. 90-3-1-1 に基づき、技術評価における指摘事項への対応について説明があった。

議論の結果、耐震設計分科会において今回の JEAC4601 の技術評価において対象外とされた箇所、又は内容が妥当と判断されなかった（NRA より指摘を受けた）箇所について、どのような規定（構成、内容）であればエンドースされたかを検討、提示していただいたうえで、そのような規定を作成するにはどのような対応が必要かを議論することとなった。

なお、JEAC4601 の技術評価は現在も継続実施中であることから上記の対応は技術評価対応完了後に実施していただくこととするが、JEAC4201/4206 の技術評価で今回と同様の指摘を受けることを避けるため、当該規格の上程前までに資料を作成し議論ができるようにすることとした。

（主なご意見・コメント）

- ・ 6/10 の技術評価会合における特に土木編に対する NRA の指摘は、電気協会が大変な労力をかけて規格を作成しているのは理解しているが、規格をエンドースするとなると NRA が規格の内容について責任を持つことになるため、他規格を引用する場合の引用範囲や、技術評価の対象範囲がはっきりしていないと技術評価ができないということである。
電気協会からは、ユーザーが使いやすいように、新しい規制に適合する設計をするときの仕事の流れがわかるように作っているが、引用規格について具体的に書いていないところがある。ただし、現状そういう箇所が多すぎて、具体的に書くとなると内容が膨大になってしまい規格として成立しない。技術評価には適さないというのはよく理解したので、今後技術評価を目指すならどうあるべきかというのはよく考える、という話をした。
エンドースを目指すのであれば引用規格の具体的な記載等が必要となるが、それではもう規格として成立しないということであれば、現規格のようにユーザーの意向で使いやすい規格を目指すという方向で考える必要がある。JEAC4601 の土木編を全部今の技術評価に適合するように作るのは引用箇所の数が増大になり過ぎていて無理だと思う。また、JEAC の内容だけで土木の仕事をクローズすることも無理なので、対応は難しいと言わざるを得ない。
- ・ エンドースに向いている規格とそうではない規格があり、そのうえでさらにまとめ方を合わせるようにということを多分言っていると思う。規制庁からの要求をまとめて規格作成に反映することはできることはできるが、それをやってしまうといびつなものができてしまう。
- ・ JEAC4601 として部分的なエンドースを目指すという方向に行くということではどうか。ここを技術評価してほしいと、他のところは対象外と始めから決めておけばいいのではないかと。
- 今の JEAC4601 の技術評価も、機器編は個別にここは削除するとか、ここはこう読み替えるとか、そういうことが書かれた技術評価書になっているが、土木編はいろいろ評価を書いてもらっているものの全体を対象外とされているので、やっぱり技術評価を目指すもの、適するものとユーザーの使い勝手を目指すものに分かれるということと思う。
- ・ 規格を作っている方は、技術評価でエンドースしてもらえれば規制要求への適合性が保証されるようなものなのでどうしてもエンドースを望まれるが、それにそぐう規格とそぐわない規格がある。NRA からでも要求事項を全部本文に書いてもらわないと技術評価ができないし、原子力規格委

員会の規格作成手引きにも要求事項は本文に記載すると書いてあるのでその通りに作ってほしいという感覚である。NRA は規格をこれでよいと保証しないといけないのでそれはそうだろうとは思

- 元々の耐震 JEAC, 今回の技術評価される以前のデファクトでエンドースされていた JEAC は設工認の耐震計算のところで使われていたもので、もともと設置許可の段階で使用されるものではないと思っている。技術基準まで降りてきて、技術基準第何条の詳細な民間規格をエンドースして使うということと思うので、設置許可基準規則の 4 条で使われるという話になると結構範囲が広がってしまう。引用されるのは技術基準の方で、それでかなり範囲が絞られてくると思っている。
- 機械学会の発電用設備規格委員会ではないところで作成されたガイドラインで、エンドースされているものが 2 つ（高サイクル熱疲労のガイドライン、配管内の温度計のさや管の流力振動のガイドライン）あるが、メンテナンスできない形になっているため、メンテナンスができるように設計・建設規格の付録か何かに取り込もうとした。が、そもそも設計・建設規格は、技術基準規則の 17 条の材料、構造のところの技術基準要求に対応するものとしての扱いで技術評価されてエンドースされているもので、流力振動等は 18 条なので設計・建設規格に入れるべきではないとの指摘があり、これを受けて独立したガイドラインにする方針に転換している。規制側の立場で言うところを技術評価してほしいのかとなるが、学協会の立場からすると技術基準のこの部分に使うので技術評価してエンドースしていただきたいという形にならないといけないと思う。だから、この規格はこの規制要求のこのところに当てはまるものである、という形で持っていけるようにする必要があると思う。
- それは規格を作るときにそう作ってしまうのか。説明するときにそういう説明をするのか。
→作るときにそれをやる必要があると思う。
- そういう意味では、今回の JEAC4601 はいろいろなものを対象として作ったものなので、どの要求に該当するのかわかりにくくなってしまっていて混乱しているということなのか。
- もともと土木等も入れているので、範囲が広い規格になっている。
- 結局今後進めていきたいのは、この指摘が非常に重要で今後もあり得ることなので、規格作成に展開していきたいということと思うが、そのこと自体はこういった形でまとめていただいて、それを周知すればいいと思うが、それだけでは実効性が伴うものにはならず何も変わらないように思える。
- おっしゃる通りなので、事務局としては規格策定の手順、ステップに検討した対策を織り込みたいと考えている。
- 規格を規制基準に沿って作ってしまうのは規格としていいのかどうか。ガイドを解説しているだけなのではないか。
- 対応が難しいのはなぜかという、以前は学協会側から技術評価の希望を出していたが、今は ATENA が希望を出しているため、ATENA と学協会と規制の関係がうまくいかないとなかなかうまくいかない。規制要求に対応する部分と、そこから派生して規制マターではないけれども 1 つの規格の中に入っていると一貫通貫で使いやすいとかあるので、そういうものを作るのはなかなか難しいと思う。
- そこを書き分けて、エンドースする範囲を指定しやすくするという対応は考えられる。
- 今のエンドース規格は JEAC の中に JEAG も入っているという形になっている。苦肉の策のような気もするが、規格の要求事項の部分と解説する部分が分かれているという形ぐらいかなと思う。だから解説には要求事項があってはならないというが、そういう意味で言うと本当に学協会規格としての要求事項の部分とベターメントの部分で書き分けるというやり方を、今後、のちの改定に向けて考慮しながらやっていくしかないと思う。
- 確かにテンプレートみたいな形として、規制庁がある程度納得できるような形というものがもし存在するのであれば、それにはめていくというのはエンドースをしやすくするという点においては多分いいと思う。規格としてどうなのかっていうのがちょっと悩ましいところではあるが。
- エンドースを目指していく規格もあればそうではない規格もあつていいと思う。エンドースを目指すものについては、こういうふうには作らなくてはいけないという指針みたいなものを示すことができるのであればそれでよいということと思う。

- ・それを要因分析してこういうふうを書くということをやるか、あるいは何かの規格でそれを行っているものがあれば、それを例として出すとか、その方が分かりやすいようにも思う。
 - ・JEAC4601 の全部でなくていいが、例えば部分的に1つのまとまりを取ってきて、これをその今回の技術評価を受けて規制の要件に見合うように書き換えるとしたら、こうすればよかったという比較ができるようにしてあげると、構成だけでもいいが、そういう比較的分かりやすい見せ方ができるといいと思うし、他のところにも展開できる。気になっているのは、今後技術評価を控えている JEAC4201 と 4206 である。
 - ・今回の技術評価を受けた結果として、こういう形で出していけばよかったのではないだろうかみたいなことを振り返る機会、検討する機会を作るのはどうか。技術評価が終わってからでよい。
 - ・今後いくつか対応が必要な箇所が出てくると思うので、それも踏まえて、ちょっと分科会に動いていただかないといけないと思うが、せっかくなのでそこでアベイラブルなベストなやり方を模索していくというところではないか。
 - ・特にここはよくなかったということが明確にリストアップされてくると、後の JEAC4201 と 4206 は対策が取れる。
 - ・振り返ってみて、ここは今度やる時はこうしますという点を言ってくれていけば、それは書いてもらったらいいいし、これはとてもではないけど無理というものは無理ですと、全部書けないと言われたらそう書いてくれたらよい。要するに NRA の指摘に対して対応できるのかできないのかを示してもらいたい。できないのはもうしょうがないので。
 - ・一般的なエンドースは無理でも個別の審査では通っているので、やっぱり向き不向きというのはある。多分ある程度まとまって良いものができたら原子力学会であれば規格レビュー委員会に投げている。
 - ・NRA は法令要求の枠でしか判断できない。担当官は法令要求を超えるものを認める権限はないと思っている。
 - ・JEAC4111 もそういうことだったのかもしれない。だから例えば品管規則をそのままそっくりその JEAC4111 の本文にして、あとは附属書に落とし込んでいたら結果は変わっていたかもしれない。それは望ましい形の対応ではないが。
 - ・L1 で言われたのは全くそのことである。本文をコンパクトに、それだけのために作っていくという点である。
 - ・耐震側で、品管規則みたいな規制側が作っている規則というのはあるのか。
- 審査ガイドはあるはずである。
- ・事が一区切りついたら、そういう方向で考えていくということでどうか。現時点では何が問題点なのか未だに理解しきれていないところがあるので、NUSC に上げるのはタスクでの検討が終わった後の方がよいと思う。
- 耐震設計分科会の協力をいただいて、こういう指摘に対して、どういうふうに対応すればよかったかみたいところをまとめて提示する。
- ・対応は技術評価が終わってからでよい。少なくとも今の耐震 JEAC にすぐ反映して、それを改善してという、そういう類いのものでは多分ないと思う。
- 少なくとも他の分科会にこういう指摘を受けたということの情報伝達ぐらいはできる。
- ・電気協会規格の技術評価は、JEAC4601 の次は JEAC4203 となるが同じような指摘を受ける可能性はあるのか。
- JEAC4203 の改定箇所は、「全体漏えい試験の試験頻度の見直し」がメインなので、論点が明確（エンドースの対象となる範囲も明確）である。
- ・耐震の方の資料は JEAC4201/4206 が上程されるまでには作成をお願いすることになるので、そこである程度期限が決まってくる。

続いて、事務局より、資料 No. 90-3-1-2 シリーズに基づき、規格の記載内容の確認における AI の活用について説明があった。

議論の結果、まず早期に導入が可能と考えられる日本機械学会の校正ツールの活用を志向し、機械学会との調整と対応を進め、規格作成時の誤記等のチェックを試行することとした。また、

法令審査について、何に対してどのような確認を行うのかを確認し、明確にしたうえで AI による対応を検討することとした。

(主なご意見・コメント)

- ・機械学会のツールは QA 上のブラッシュアップにはなるが、根本的な対応になるとは思えない。ただ、それに結構苦勞しているところもあるので、それはそれでいいツールだとは思っている。
 - ・ここで言っている法令審査とは何を指しているのか不明であるが、技術評価した規格に対してそのまま取り込むことができずに、NRA 側で別記を書かなくてはいけない場合に、例えば耐震 JEAC を適用するにあたっての要件みたいなものを作る時は、それが法令になるので、それを書くのが大変だということと思っている。だから規格がそのまま全部エンドースできるものであったら対応はかなり楽になると思っている。技術評価した規格に規制側の要求を付けようと思うと、それを法令みたいな書き方で作らなければいけないので、それが大変だということと思っている。
 - ・法令審査とは、技術評価した規格と関連する法令（例えば炉規制法や放射線障防法）間で内容の整合性が取れているかの確認と思っていた。
 - ・法令審査について、NRA として AI を使ってそういう修正をしていて、結構使えていることから、学協会から出てくる前に通しておいてもらえると手間が省けていいみたいな話から始まっていると認識している。それで、やれることからやるということで、機械学会がいろいろやっているという情報を聞いて、試しにトライアルをやっているという段階で、あまりすごいことを何か達成しようと思って取り組むのも難しいと思っている。
 - ・まずは機械学会のツールを取り入れ、何がどこまでできるかを確認し、できないところについては Copilot でこういうプロンプトでやるとか、そこら辺のところまでまずは進めていくというところではないか。そこまでであればそんなに手間なくやれると思っている。関連規格間の内容の整合性は、これはちょっとまた別の話で、やろうと思ったら外注でそういう別のシステムを作る必要があり、そこまでやるかという判断があると思う。
 - ・法令審査については、事務局の方で何をやることを法令審査というのかと確認して、そのやることに対して AI で何ができるかを検討する。
 - ・機械学会のツールについては、いつ頃入手して試すことができるようになるのか。どこかの分科会で実際に試してもらうのがよいと思っている。
- 事務局の方で使用時の対応事項について機械学会に確認している。
- ・資料の表の上の 2 つ（誤記・脱字の修正、表現（ゆれ、ルール不整合等）の適正化）は入っているという認識で正しいか。
- そう考えている
- ・3 つ目（関連規格間の内容の整合性）はおそらく現行のツールでは多分できないので、外注で作る必要があると考えている。

2) 規約類の改定について（議論）

事務局より、資料 No.90-3-2 に基づき、現時点で未対応の規約類の改定ポイントについて説明があった。

議論の結果、改定の時期は考えずに、中身の規約の内容を改定とした場合の改定案を作成し、次回確認、議論することとなった。

(主なご意見・コメント)

- ・No.3 の検討会の幹事の件は幹事を置くかどうかの判断は検討会で決めてもらえればよい話と思う。それが規約に書かれていないと困る（ので規定する必要がある）とか、事務局としてそれが書かれていないのは落ち度だと思うなら書いたらいいと思う。
- ・改定のタイミングとしては次の活動の基本方針を変えるタイミングになるのか。そんな急がないのであれば年度末でもいいのかもしれないが、特に大きな改定がないのであれば活動の基本方針に合わせて改定でもよいと思う。
- ・運用で問題なく回っているところは、あえて改定する必要はないと思っているが、そこは事務局の判断に任せる。

- ・改定の事務局案を作って新旧対応表まで揃えておき、これを実際に NUSC に上げて改正にまで持っていくかどうかはまた次のステップにすることによってよいと思う。むしろ改定案という形で出てきた方がわかりやすいので、その方がよい。

(4) 報告事項

1) 第 10 回原子力規格委員会シンポジウムの進捗状況について

事務局より、資料 No.90-4-1-1 及び資料 No.90-4-1-2 に基づき、第 10 回原子力規格委員会シンポジウムの日程、プログラム、準備作業工程の説明があった。

(主なご意見・コメント)

- ・出町先生の講演に関して言うと、出町先生が実際にされている研究を題材として講演することになると、分科会長としての名前ではなく東京大学の出町先生の方がいいのではないかと。
→東大での話が全部というのではなくて、電気協会の活動も踏まえてお話しをされるということで、完全に東大ではないということである。
- ・この資料は表に出ていく書類になるので、どちらに取っておくのがよいか考えると、出町先生は講演されるので、今の形とすると運転・保守分科会として原子力への AI 活用と課題ということで何か出てくると思われてしまうと思う。パネルディスカッションの時も含めて出町先生にお考えをおうかがいした方がよい。「東京大学（運転・保守分科会長）」でどうか。
→ご本人に確認する。

2) 2025 年度原子力規格委員会功労賞表彰式について

事務局より、資料 No.90-4-2 に基づき、2025 年度原子力規格委員会功労賞の実施要領について説明があった。

(コメントなし)

3) 技術評価対応状況報告 (JEAC4601)

事務局より、資料 No.90-4-3 に基づき、原子力発電所耐震設計技術規程 (JEAC4601) の技術評価の対応状況について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・第 5 章（土木分）はどこまで技術評価の会合を継続するのか。
→土木分については今回で終了と思っており、あとは規制庁の方で技術評価書を作って上げるということになる。ただ、面談で回答する説明依頼事項でまだ回答できていない項目が残っているため、現在対応している。
- ・第 4 章（機器・配管系）はどうか。
→第 4 章も同じで会合での説明は終わっていて、あとは面談での説明依頼事項の回答を文書で行う。
- ・第 4 章の方は、エンドースまで持っていけそうなのか。
→いろいろと要望とかつくとは思いますが、エンドースはされるとは思っている。
- ・1, 2, 3, 4 章は問題なくエンドースまでいけそうだということか。
→機械系はエンドースしてもらえと思っている。これは削除することとか、これは書き換えることとか言われているが、その条件でエンドースしていただけたと思う。
- ・本文を修正するよう言われたら電気協会としてどう対応するのか。JEAC4601 の改定版を出すのか。
→要望に対する採否は分科会で検討すると聞いている。
- そういうケースはこれまでなかったと思う。要件について書き換えるというのは、NRA 側で書き換えて適用すると決めていたということと思う。
- ・例えば規制庁側が JEAC4601 では A と書いてあるが、これを B と読み替えるというふうに言っているのなら、JEAC4601 は今のこの版でそのままいけることになる。それで次回改定の際には

その意見を取り込んで改定することを約束する。多分今まではそうしているはずと思っているが、今この JEAC4601 について規制庁はどう言っているのか？読み替えるという言い方になっているのか。

→今の技術評価書は削除して書き換えてほしいみたいな内容だったと思う。

→読み替えると言っているところもある。

- ・技術評価を受けて、電気協会がこの後何をしなければいけないかというところが明確になると対応が取りやすくなる。
- ・規制庁側が規格を直すように言うのはおかしい気がする。
- ・要望するというのはどういう意味なのか。これでエンドースするが、将来的にはちゃんと書き換えてほしいという、そういう意味と理解すればよいか。

→そういう意味でよいと思う。

- ・電気協会は JEAC4601 の今の現行の版について（エンドースのために）取り急ぎ何かをしなきゃいけないというところはとりあえずないことを理解した。あとは書かれている要望事項、読み替えの整理がされていればよいと思う。
- ・今映されていた技術評価書の記載でものすごく問題意識があったところがある。JEAC4601 は塑性変形を許容する規定になっているが、例えば高温プラントなどの高温設計だと許容したものがあるのは知っているが、耐震の場合、塑性変形を許容することに対して、規制庁側のコメントをこうやって読んでみると確かにその通りと思うところもある。

→新規制の前の工認では S2 地震の時はある程度の変形は許容されていたはずで、設置許可で少し書き直して厳しくなったと思っている。また、土木構造物は昔から工認を出してはいるが、添付書類ではなく参考書類扱いだったので、技術評価で土木構造物の範囲をエンドースするというのはなかなか難しいかなと思っている。

- ・今までの流れとして、耐震に関して塑性変形は許容していたと。

→だけど、事故を踏まえた新しい規制では、その点は改めて今はこういう要求になっているというのをもう一度規制庁から示されていて、産業界で共有するようにという文書が出されている。

- ・もう一度ということは、これが 2 回目ということか。

→最初（1 回目）は新規制を出した時という意味で NRA は言っていると思うが、当時からそういう認識を持っていたかということはある。

→過去に認められてきた事例があるので、それを一般化するために JEAC として規格化したが、今は規制側の考え方が変わっていて、弾性の範囲でしっかり設計してくださいとなっている。

- ・その過去というのが震災前の話であれば、震災後の規制庁側の方針転換を気付けなかった、取り込みきれていなかったということと理解した。
- ・技術評価書に基本方針の 1. という一丁目一番地が妥当と判断できないと書かれてしまっている。一丁目一番地の一番重要な項目についてそう言われていることは、これはエンドースされない可能性があるということではないか。

→基本的には弾性範囲の設計をしているので、機器・配管系はエンドースしていただけたらと思っている。

4) 2026 年度第 1 四半期各分科会活動報告

各分科会幹事より、資料 No.90-4-4 に基づき、2026 年度第 1 四半期各分科会活動について報告があった。

（主なご意見・コメント）

- ・運転・保守分科会の技術資料の制定については分科会で可決されているのであればもう HP に掲載できるということによいか。

→現在事務局で準備中である。

- ・構造分科会で、JEAG4208（軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針）について、NRA からあったコメント（プローブが変わるたびに改定が必要になる規定はおかしいので、そうならないような規定に改定してほしい）はどう対応することを考えているのか。

- 次回以降の改定の検討課題にするということで、どう対応するかはまだ決まっていない。
- ・当該の規格を見てみたが、特定の型式（製品の型式）を想定しない形で基準を作ることはできないと思っている。
- 要求性能を決めてもそれをクリアするかどうか心配なので、エンドースを希望しているものと考えている。
- ・どこかの段階で規制庁にはちゃんと説明をしておかないといけないと思っている。電気協会側で何かの基準、クリアすべき基準の線を引けるかと言ったら引けない。この線を誰かが引いてくれるのであれば、電気協会はそれを喜んでリファーして規格にすることができるが、その線を電気協会が引くことはできないので、それはできないと言わなければいけないと思っている。それをどういうふうに規制庁側に伝えて理解してもらえるかというところについては、その方法を考えていただかなくてはいけないと思っている。
 - ・資料に記載はないが JEAC4201 と JEAC4206 の改定作業はどんな状況か。
- 次々回（12月）の NUSC で中間報告の予定。分科会にはまだ上がってきていない。7月に検討会を開催予定で改定案の審議に入っていく。審議の状況は随時フォローさせて頂く。
- ・耐震の話もそうであるが、技術評価の対象となる箇所とそうではない箇所をどういうふうに色分けして行くのかということを、ユーザーサイドの目線からのものだけじゃなくて、規制サイドの目線で見た時にどう線を引けばいいのかというところ。場合によっては、今できている案を入れ替えるというか、わかりやすくなるよう動かすとかせざるを得なくなってくるかもしれない。JEAC4201 と JEAC4206 は内容が複雑なので（NRA は）技術評価を効率的に進めたいと考えていると思うので、電気協会側はそれに対してうまく答えられて、なおかつ電気協会の規格としての価値というのを確保したものを作りたいので、調整は大変だと思うが、よろしくお願いします。
 - ・JEAC4201 については、監視試験に関する脆化予測式は改定要望が出ているし、新しい高照射領域の試験データも出てきているので、そこは技術評価して頂けると思うが、JEAC4206 側は、マスターカーブ法の部分が認められるかどうかが一番気になる場所である。
 - ・JEAC4201 では、監視試験片の員数を見直すという課題もある。これは以前の審議時に見直し内容について問題ないか確認した時から（ハルデン炉の件があり）審議がずっと止まっているが、おそらく規制庁からも全く同じことをもう一度聞かれると思うので、ちゃんと理由を説明できるようにしておく必要があると思っている。
 - ・ISO 関連で、TC85 という原子力関連規格全体を見る会議体があり、電気協会では傘下の SC6 を見ていると思うが、この SC6 の中に核融合の規格が 2 つぐらい入り込んでしまっていて、非常に問題視していた。今般 TC85 で中国とドイツから核融合の新しい SC を作る提案がなされ、約 2 週間前に可決になった。
- 今後、核融合関係の規格は新 SC に行くことになる。なおかつその新しい SC は J-Fusion（フュージョンエネルギー産業協議会：日本の核融合関係の業界団体）の方で見えていただけるということで、今 SC6 に入ってきている核融合規格については、多分新しい SC の方に移管されることになると思っているが、そこについては引き続き注視していこうと思っている。
- ここに至るまで、日本規格協会、経産省、文科省と相当打ち合わせ持って、かなり大変ではあった。詳細については別途だが、周辺状況として報告させていただいた。

5) その他

その他の報告事項として、以下の報告があった。

- ・事務局より
原子力関連規格類協議会のステートメントの改定に伴う活動の基本方針の改定について
（原子力規格委員会での決議案件のため、第 98 回原子力規格委員会（6/23 開催）で決議いただく。）
- ・品質保証分科会事務局より
2026 年度の JEAC4111 講習会の実施予定について

以 上